

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N°603**  
2021・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

## 神奈川支部特集

- 台風19号多摩川水害川崎訴訟 提訴の報告……………川岸卓哉  
NPO法人ワーカーズネットかわさきの活動報告……………林 裕介  
いざ鎌倉……………石畑晶彦  
神奈川・横浜の魅力……………飯田伸一  
生活保護費引下げは違法!!—社会保障裁判史に残る画期的勝訴—……………喜田崇之  
「同性婚を認めないことは違憲」札幌地裁が画期的判決!……………加藤丈晴  
事実誤認の不当な判決 国側の主張をそのまま採用……………田川俊一  
—海上自衛隊大型輸送艦おおすみと釣り船の衝突事故

## シリーズ 憲法を知るための12作品

- デスティン・ダニエル・クレットン監督『黒い司法0%からの奇跡』……………永井久楽太  
2020年度第4回常任委員会(春の全国ミーティング・福岡)開催  
□「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」の採決に反対し、  
改憲手続法抜本改正の慎重審議を求める声明(改憲問題対策法律家6団体連絡会)  
【議長トーク】「娘と仲良し」……………上野 格



風、薫る。

# 台風一九号多摩川水害川崎訴訟 提訴の報告

神奈川 川岸 卓哉

## 一 提訴の概要

二〇一九年一〇月二日、多摩川流域に台風一九号が襲来した。同台風は、日本各地に大雨をもたらし、多摩川の河川水位も、大雨により大きく上昇した。川崎市内の住家被害は、全壊三八件、半壊九四一件、一部損壊二六七件、床上浸水二九八件、床下浸水三七九件に及んだ。市内の浸水被害の多くは、市内から多摩川へ注ぐ五か所の排水樋管のゲートが閉じられなかったため、多摩川から市街地へ逆流した泥水が原因で、一一〇haもの広範な地域を浸水させた。

二〇二二年三月九日、横浜地方裁判所川崎支部へ、川崎市を被告として、原告七二名が、慰謝料

共通一〇〇万円、家屋、家財、休業損害等の損害賠償合計約二億七〇〇〇万円を求めて提訴した。

## 二 水害の実相

雨が降りしきる中、自宅や職場の周囲に濁った泥水が迫り、あつという間に建物内への浸水が始まった。停電による暗闇の中、水に浸かって、あるいは救助隊のボートに乗って、命からがら避難した者。一晩中、自宅が倒壊して流されるのではないかという不安を抱えながら自宅内にとどまつた者。いずれも、生命身体への危険に直面し、恐怖した。水が引いた後も、平穏な日常生活に戻るまでに長期間を要した。

大量の泥水による悪臭の中、室内から泥をかき

出し、水没した家財を処分しなければならなかった。その一つ一つに家族の歴史や思い出が刻まれていた。

一時避難した者は、公民館や体育館などの避難所や仮住まいで不慣れた生活を強いられ、自宅にとどまった者も、トイレや風呂を利用できない、食事や寝る場所を十分に確保できない、衣類が水没して着るものもままならないといった衣食住にかかる不便に耐えねばならなかった。このように、本件水害は、原告らの財産のみならず、生活環境、家庭生活や職業生活を含む生活基盤を毀損した。憲法二三条で保障されている人格権の一部分である、平穏生活権を侵害したのである。

## 三 川崎市の責任

川崎市は、「ゲートの『操作手順』に従って、決められた水位の時点で降雨のおそれがあり、ゲートを閉めた場合には住宅地の雨水、汚水が氾濫する可能性があったため、閉めなかった」と説明していた。

そもそも、台風一九号は、事前からその勢力が相当強いものとして警戒が呼びかけられていた。当日二日は早くから洪水警報、大雨警報が



発令、多摩川上流の小河内ダムも放流が繰り返され、多摩川の氾濫注意情報も発表されていた。多摩川の水位が上昇し、ゲート周辺の地盤高に達し、逆流の危険性があることは予測可能の状況であった。

川崎市の各排水樋管ゲートの「操作手順書」には、「適宜河川水位を観測し、総合的にゲート開閉を判断する」と明記されていた。水位が周辺地盤高に達すると逆流の危険性が高まるので、そのよ

うな水位に至った場合には、「操作手順」に従って、ゲートを閉めるべきであった。さらにはその後刻々と変化する多摩川の水位と具体的な溢水の状況に応じて、ゲートを閉めるべきであった。にもかかわらず、川崎市当局は、ゲート閉鎖による内水氾濫を恐れるあまり、多摩川の水位の上昇という重大な事実を考慮せず、甚大な被害が拡大したのである。

他方、同じ多摩川の対岸の東京側の自治体、狛江市、世田谷区、大田区などでは、ゲートを閉めており、川崎市のみゲートを閉めなかった判断のおかしさが浮き彫りになっている。川崎市の新たな操作手順書案も変更され、「逆流による被害をなくすため、管内水位が付近最低地盤高に達した時点で、排水樋管ゲートを全閉とする」となったことは、責任を自ら認めているに等しい。川崎市の責任は免れない。

#### 四 多摩川の治水の歴史と

##### 本件の意義

多摩川は、古来から「あばれ川」であり、周辺地域は水害に見舞われてきた。

一九一四年には、多摩川・川崎側の無堤防地帯での度重なる洪水に耐えかねて、住民数百名が「編み笠」をかぶって神奈川県庁に大挙して押し寄せ、当時の神奈川県知事に直談判をした「アミガ

サ」事件が起こった。この事件を発端に、住民は、神奈川県、さらには国をも動かし、多摩川築堤が進んでいった。

多摩川堤防の整備が進む一方、堤防より低い地域では、内水氾濫の被害を受けるようになった。一九六〇年代の急激な都市化とともに、川崎の上丸子山王町地区では、「雨が三粒降れば水たまりができる」と言われるほど氾濫が頻発していた。住民は、地域一体となって運動をおこして川崎市を動かし、一九六四年に設置されたのが、本件排水樋管の一つ、山王排水樋管であった。設置後、山王排水樋管は、地元の消防団がゲートの開閉をおこない、台風が来る度に多摩川からの逆流を防ぐ役目を全うした。やがて、排水樋管のゲート操作は地元住民から川崎市へ、その責任の所在を移していった。多摩川に沿って広がる川崎市にとって、治水は、市民の生命身体、財産を守るための、最も重大な責務であるにも関わらず、これを怠り、本件水害は引き起こされた。

多摩川周辺に住む者にとって、治水は、平穏な生活を営むための基礎的な願いであり、要求であり続けてきた。本件訴訟も、原告ら被災者が、「川崎を水害なく安心して暮らせる街」とするたため、川崎市の責任を明らかにし、被災者の生活再建と、再発防止を求め提訴したものである。



# NPO法人ワーカーズネットワークかわさきの活動報告

神奈川 林 裕介

## 1 NPO法人ワーカーズネットワーク

### かわさきとは

NPO法人ワーカーズネットワークかわさきは、働く方々の総合的なサポート活動を行うべく、二〇一四年から川崎の地で活動を行っている団体である。メンバーとしては、労働組合員、小中学校教員、大学教授、弁護士など、多岐にわたっている。

活動の大きな柱は、①労働相談、②ワークルール教育、③政策提言である。

## 2 労働相談

毎月一回、川崎市内の駅頭にて、テントを張って相



談活動を実施している。また、テント前にプロジェクターやスピーカーを設置し、労働組合の紹介映像を放映するなどして、宣伝活動も実施している。

## 3 ワークルール教育

ワークルールを身に付けることで、働く人々が自分の身を守ることができるようになるべく、ワークルール教育にも力を入れている。一部のみ紹介すると、これまでに、以下のような活動を行ってきた。

- ① 連続講座ワークルールセミナー
- ② 専修大学での寄付講座（専修大学にて、半期（全二五回）の講座「実践知としてのワークルール」を毎年開講している。）
- ③ 〇〇で学ぶワークルール

カフェなどの会場を貸し切り、飲食

等を交えながら、クイズ形式にて楽しくワークルールを学ぶ企画である。「クリパ」で学ぶワークルールや（二月に実施）、「蟹工船」で学ぶワークルール（映画蟹工船の鑑賞会を兼ねた学習会）。

## 4 政策提言

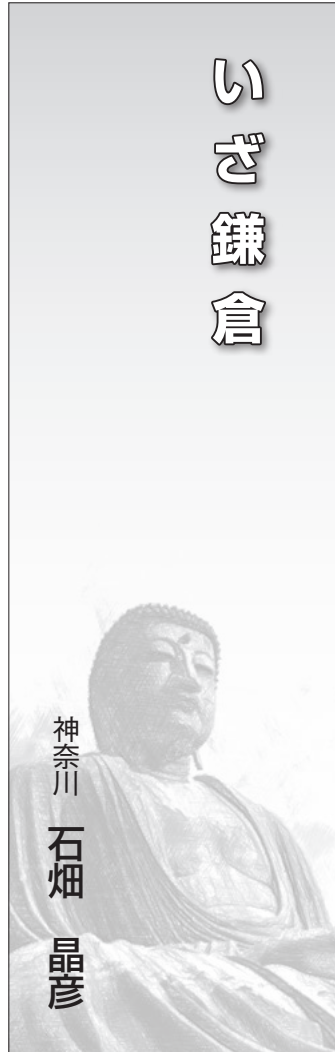
川崎市に対し、様々な政策提言を行っている。例えば、最近では、川崎市内の認可保育園にアンケートをとったところ、新型コロナウイルスに関連して消毒等に時間をとられており一層業務負担が増している実態が明らかになったことから、川崎市に対し、保育士の処遇改善について申し入れを行った。

また、メンバーである教員と協働し、川崎市教育委員会に対し、教員の働き方に関する措置要求を継続的に行っている。

## 5 最後に

川崎市は、様々な国にルーツをもつ人々が暮らしているため、今後は、そのような方々からの相談の受け皿にもなるべく、リーフレットや相談面談で、外国語対応の準備を進めている。このように、今後も、現に働くうえで困っている方々の相談の受け皿になりつつ、ワークルール教育にも力を入れ、そして、そのような活動を通して得た問題点を行政に届ける活動をしていきたい。

# いざ鎌倉



神奈川 石畑 晶彦

## 一 はじめに

二〇二二年度第二回常任委員会は鎌倉開催が予定されているということもあり、事務所の先輩であり鎌倉に造詣の深い佐伯剛弁護士(二期)から鎌倉に来たらずひ散歩してほしいスポットを聞き取った。佐伯弁護士は七七歳になったところであるが、今も鎌倉三十三観音巡りをするなど、まだまだ衰え知らずである。

後半では鎌倉おすすめのお食事処も紹介する。なお、鎌倉で予定されている二〇二二年度第二回常任委員会のオプショナルツアーの内容とは全くの無関係である(こちらも乞うご期待)。

## 二 鎌倉といえば……

鎌倉といえば、鶴岡八幡宮が有名であるが、今回は佐伯弁護士おすすめの北鎌倉駅周辺のスポット

トを紹介する。

まず①**円覚寺**である。鎌倉五山第二位。円覚寺は夏目漱石の小説「門」においても参禅生活が書かれた寺である。鎌倉三十三観音では円覚寺内の佛日庵が最後の三十三番目である。佛日庵では、抹茶なども飲めるようで、ゆつくりとしたい人におすすめである。佛日庵に三ヶ月ころに咲くハクモクレンは「阿Q正伝」で知られる魯迅から送られた株であるといわれている。紅葉の季節にはきれいな紅葉が見られることでも有名である。

次に②**建長寺**である。鎌倉五山第一位。日本で初めての禅専門道場と言われている。現在は鎌倉学園という学校が隣接している。おすすめは土曜日の法話である。毎年一月には宝物風入もあり、それも見所であるとのことであった。宝物風入ではけんちん汁もふるまわれることがある。

続いて③**浄智寺**である。鎌倉五山第四位。ここ

も紅葉がおすすめであるが、季節外れの場合には観音様がおすすめということまでぜひ見てもらいたい。また、鎌倉では珍しい唐様の鐘楼門があったり、曇華殿と呼ばれる仏殿には木像三世仏坐像があり県の指定重要文化財となっている。

最後に④**東慶寺**である。縁切寺(夫との離婚を望む女性が駆け込み、そこで二三年の修業を積むと、離婚を成立させることができると言われる)として有名である。離婚調停や離婚訴訟などの法的手続よりも早く縁切ができるかもしれない。「花の寺」として知られているだけあって四季を通じて様々な花を楽しむことができる。

## 三 おすすめのお食事処

①**イチリンハナレ(中華)**  
一軒家のお店である。東京に一凛という店があるが、鎌倉に一凛の離れをとして、「イチリンハナレ」を開店した。名物はよだれ鳥。高級感のある店である。

住所…鎌倉市扇ガ谷二一七七一六  
電話…〇四六七―八四―七五三〇  
②**航 北鎌倉(フレンチ)**  
古民家レストラン。隠れた的なお店である。

住所…鎌倉市山ノ内八五六―一五  
電話…〇四六七―四五一―六八二一  
③**鎌倉 鉢の木(和食)**

場所としては、前述した浄智寺・東慶寺の斜め前にある。集団でゆつくりと和食を食べたいという場合におすすめのお店である。

住所：鎌倉市山ノ内三五〇

電話：〇四六七―三三―三七三三

#### ④ ローストビーフ鎌倉山本店

ローストビーフの名店である。ローストビーフ

が流行る前から開店しており、敷地内では桜や紫陽花なども楽しむことができる。かつては横浜地裁近くにも店舗があったが、閉店してしまった。

住所：鎌倉市鎌倉山三二―二―一

電話：〇四六七―三三―五五四四

## 四 最後に

鎌倉にお越しの際は前記のようなスポットでゆつくりとした時間を過ごしていただき、またお食事処で美味しい食事をいただくなどして、楽しんでいただければと思う。

# 神奈川・横浜の魅力



## 1 はじめに

私は、昨年四月六日に古希を迎えた。振り返れば私は、小学校二年二学期に東京都大田区から神奈川県横浜市に転居して後、ずっと横浜に住んでいる。

今回は弁護士として青法協会員の引退を控えた私の独断と偏見による地元神奈川県と横浜市の魅力の一端を紹介する。

神奈川県は、日本で唯一、政令指定都市が、横

浜市、川崎市、相模原市と三つある。横浜市では、転校していきなり横浜市歌(作詞森鴎外)の洗礼を受けた。子ども達全員が市歌をそらで歌えるのは横浜市ぐらいではないだろうか。

## 2 旧街道と城の紹介

### (1) 旧街道をゆく

県内には、旧東海道の宿場町が川崎、神奈川、保土ヶ谷、戸塚、藤沢、平塚、大磯、小田原、箱根と九宿ある。

①川崎：川崎大師、京浜工業地帯(東電、日本鋼管等)の中心。コリアタウン(桜本)、ヘイトスビーチ問題、岡本太郎ミュージアム、工場ツアー(夜景も人気)、ハロウィン(渋谷と違い、こちらはおとなしく子どもも安心して参加できる)。

②神奈川宿：老舗料亭「田中家」、多くの寺が仮の各国領事館に充てられた。神奈川大学(「神大」)じんだいと略称、国立ではなく私立)、六角橋商店街(私の高校時代は名画館「白鳥座」があった)。

③保土ヶ谷宿：権太坂(箱根駅伝で有名、私はかつて早稲田二区のエース瀬古が走るのを見た)、横浜国大。

④戸塚宿：富塚八幡宮(戸塚名称の由来)、八坂神社、日本橋早立ち旅人の最初の宿。

⑤藤沢宿：遊行寺(二遍上人宗祖の時宗(「ときむね」ではない)総本山)の門前町、この寺の前の坂道も箱根駅伝で有名。鎌倉道・江の島道・大山参りの追分。

⑥平塚宿：「平塚の塚」(桓武天皇の孫、高見王の

子、平政子を弔った地、たいらのつかと呼ばれていた。平塚の語源)、現在は日産車体やコマツ等工業も盛ん、七夕祭りも大賑わい。

⑦大磯宿：日本初の海水浴場、政治家(伊藤博文「滄浪閣」、西園寺公望、吉田茂：ワシマン道路)・財界人(三井、岩崎、浅野、安田)の別荘地。

⑧小田原：本陣四軒、脇本陣四軒で東海道最大の宿場だった。小田原城、「だるま」(和食の老舗、天井・寿司美味)提灯、蒲鉾、鰻の押し寿司も美味。

⑨箱根宿：天下の險、「箱根八里」、箱根関所、芦ノ湖(ここも箱根駅伝折り返し点で有名)、大湧谷、小湧谷、登山電車(スイッチバック)、ケーブルカー、ロープウェイ、箱根七湯、仙石原、彫刻の森美術館等美術館・博物館多。

### (2) 城を攻める

ア 日本百名城：神奈川は残念ながら、小田原城のみである。私は、後北条氏四代(早雲、氏綱、氏康、氏政)がNHK大河ドラマにならないのが不思議である。内側に町民も入れ籠城し謙信、信玄にも負けなかったという「惣構え」も有名。

イ 二名城：①石垣山一夜城(小田原城を見下ろす)。夏に小田原支部での裁判後、自転車坂道を往復したが、軽い熱中症になってしまった。②小机城跡(土堀、土塁良く残る、後北条氏の支城、築城術は見事)。

ウ 県のベスト八(私見)：津久井城、足柄城、大

庭城、河村城、岡崎城、土肥城、新井城、衣笠城。

### 3 鎌倉

ア 鎌倉幕府：発足から滅亡まで多くの血が流れた。源頼朝：公地公民の公家政治を廃し、庶民の武士による政治を始めた。義経(戦の天才だが政治では子供、後白川法皇に「官打ち」で手玉に取られた)御家人が自分の領地にかける執念は一所懸命の語源。

イ 若宮大路(由比ヶ浜)八幡宮：鶴ヶ岡八幡宮、造営には浅草、浅草寺の宮大工を招いた。段葛(政子の安産を祈り設置、神や將軍など貴人の路)、小町通(混雑するもおいしい)店多、立ち飲み「ヒグラシ文庫」、居酒屋「よしろう」、「カフェ・ビ」等。露座の大仏(美男)、長谷寺、長谷観音、切通し、やぐら。

ウ 鎌倉五山：臨濟宗最高の寺格、建長寺、円覚寺(塔頭の松嶺院にはオウム真理教幹部によって殺害された坂本弁護士二家の墓がある)、寿福寺(北条政子が榮西を招き創建)、浄智寺(時宗の弟菩提のため、妻子が創建)、浄妙寺。山好きには鎌倉アルプスも外せない。

エ 明月院(アジサイ寺(他の花の時期も良い)、東慶寺(尼寺五山唯一現存(他)、太平寺、国恩寺、護法寺、禪明寺)、縁切り寺、瑞泉寺)花の寺、報国寺(竹の寺、杉本寺)茅葺きの寺、鎌

倉最古。

オ 文学、映画との縁が深い(鎌倉文学館(鎌倉文士：川端康成、大佛次郎、久米正雄、小林秀雄、深田久彌等の資料多、庭からの眺め良い)、川喜多映画記念館、田中絹代、原節子、小津安二郎監督、最近では堺雅人の「鎌倉物語」)

カ うまい料理と酒：鎌倉井(海老天の卵とし、天金)、しらす井、蕎麦(「こ寿々」)若宮大路、居酒屋「おほはま」(御成町)、鎌倉野菜、鎌倉ビール、地酒。

### 4 山に登る

日本百名山も、日本百霊山もある。日本百名山：県唯一、丹沢山(二六七三m)――〇〇五年五月四日塔ノ岳(霊山)登山『日本百名山』(二六五～二六八頁)、蛭ヶ岳(最高峰・霊山)、

大山(二五二m)、オオヤマと読む、雨乞いの山、但し降り過ぎは困るので「時によりすぐれば民のなげきなり、八大龍王雨やめたまえ」と源実朝の歌あり、霊山)。この大山と丹沢は、登りは迷わずケーブルカーやロープウェイを使おう。地産の豆腐を肴に飲む相模の地酒も美味。ふるさとの山。

神奈川県には他にも魅力的な所が多くありますが、残念ながら全部は紹介仕切れません。横浜地裁周辺で飲み歩きをする際は是非「二報下さい」。



# 生活保護費引下げは違法！！

## — 社会保障裁判史に残る画期的勝訴 —

大阪 喜田 崇之

### 1 歴史的な判決

大阪地方裁判所は、二〇二二年二月三日、二〇一三年（平成二五年）から二〇一五年（平成二七年）にかけて段階的になされた生活保護引下げが、生活保護法三条、同八条二項に反して違法であると判断する歴史的な判決を下した。

生活保護基準をめぐる裁判での原告側勝訴判決は、老齢加算廃止訴訟福岡高裁判決（二〇一〇年六月一四日）以来であり、「加算」部分ではなく、生活扶助費本体についての勝訴判決となると、実に、朝日訴訟東京地裁判決（一九六〇年一〇月一九日）に遡ることになる。

同種裁判は全国二九地裁で提訴されており、すでに二〇二〇年六月二五日名古屋地裁判決が敗訴判決を下したが、それに続く全国で二番目の判決であった。本判決は、全国総勢一〇〇〇名以上の原告団、三〇〇名以上の弁護士、支援者の努力が積み重なって実現した成果である。

本稿では、本判決の法廷での闘争内容、判決の意義等を中心に報告する。

### 2 政府の引下げの理由

政府の保護費引下げの根拠は、大きく二つである。一つは、「デフレ調整」と呼ばれるもので、物価

下落に合わせて、保護費を減額するというものがある。このような発想自体は、年金制度で導入されている「物価スライド」と共通するものである（そのため一見すると合理的に見えなくもないが、その問題点は後述する）。

もうひとつは、「ゆがみ調整」と呼ばれるもので、所得下位一〇％の消費実態と比較して、厚生省生活保護基準部会で検証した結果を踏まえて、保護費を減額するというものである（約九〇億円分）。要するに、所得下位一〇％の消費実態が落ち込んでいるので、それに合わせて生活保護利用世帯の保護費も減額するという発想である。

論点は極めて多岐にわたったり、いずれも複雑であるため、本稿では詳細は説明できないが、極めて政治的かつ法的根拠に合理性のない削減であった。なお、デフレ調整は約五八〇億円の削減、ゆがみ調整は約九〇億円の削減となり、一世帯当たり平均六・五％もの削減を強いる、戦後最大の生活保護費削減であった。

### 3 大阪訴訟での法廷闘争

本裁判は、二〇一四年二月に提訴して二〇二〇年二月に結審するまで約五年に渡って審理がなされ、原告らは、実に四九通の準備書面（そのどれもが非常にボリュームのあるものである）とその主張に必要な膨大な書証を提出した。



期日では、原告の生活実態や保護費引下げによる影響を切実に訴える原告意見陳述を行い、また、大法廷にスクリーンを用意してPPを使うなどして主張内容を分かりやすく説明する代理人意見陳述をほぼ全ての期日で行った。

また、証人尋問においても、厚労省が物価下落の根拠とした独自の計算方法が経済統計学上全く理解できないものになっていることについて、上藤一郎先生（静岡大学教授）にご証言頂き、貧困とは何かという点に関して歴史的・法制度的に整理し、絶対的貧困観が過去の遺物となり社会的排除概念という貧困概念をもって「最低限度の生活」を判断すべきとする点について、志賀信夫先生（県立広島大学准教授）にご証言頂いた。また、五名の原告らが引下げによつて極めて厳しい生活実態を強いられていることを切実に訴えた。

#### 4 大阪地裁判決の内容

判決は、生活保護の基準は、厚労大臣の専門技術的かつ政策的な見地からの裁量が認められることを前提に、判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点から見て裁量権の逸脱又は濫用があると認められる場合に違法と判断する旨の一般論を述べた。

その上で、「デフレ調整」の判断過程につき、以下の二点の問題を指摘した。

第一に、物価引下げの基準時の選択の問題である。近年の日本の物価は、平成二〇年（二〇〇八年）に物価が急上昇してから平成二三年（二〇一一年）まで急下降したのだが、平成二四年（二〇一二年）、二五年（二〇一三年）と物価が急上昇して、平成二〇年時以上に物価が上昇した。にもかかわらず、政府は、ちょうど物価が大きく上昇した平成二〇年時を基準時にして大きく物価下落した平成二三年時をわざわざ選んだのだが、なぜこの時期を選択したのか全く合理的な理由がなく（そもそも平成二五年以降、物価が上昇したのだから、物価下落を理由とする減額も合理的根拠を失っている）、下落率が大きくなることに結論を先取りした点を、判決は問題視した。

第二に、厚生労働省が算出した四・七八%の物価下落の数字の合理性の問題である。もともと総務省が作成し公表している消費者物価指数（以下、CPI）に基づくと、平成二〇年から平成二三年の間の物価下落は二・三五%となるのだが、厚生労働省が独自に算定した生活保護相当CPIに基づくと同期間の物価下落は四・七八%となる。

ただ、生活保護相当CPIが大きく物価下落を示しているのは、テレビ、パソコン等の電化製品・耐久財の大幅な下落が大きな要因となっており、生活保護利用者がほとんど購入しない物の物価下落に大きく影響されている値であることを指

摘し、「デフレ調整は、消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点において、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものというべきであるから……その判断の過程及び手続に過誤、欠落があるといわなければならない」と判断したものである。

なお、ゆがみ調整それ自体には様々な言及があったものの、ゆがみ調整の判断過程に関する裁量の逸脱・濫用については言及がなかった。

いずれにせよ、原告側の主張を概ね認める（当たり前のことを当たり前に認定しただけではあるが）画期的な判決である。特に、前述した名古屋地裁判決があまりに酷い判決であったため、本判決は、その流れを大きく一変させることとなった。また、全国各地の新聞メディアも反応し、判決を肯定した。

#### 5 今後に向けて

敗訴した自治体は控訴した。今後は、控訴審として最高裁での闘いに挑むことになる。全国弁護士団では、大阪地裁判決の成果を全国で共有し、また、各地で下される判決のさらなる分析を行い、控訴審での闘いに備えている。

今回の画期的な判決により、多くの人々が勇気づけられ、原告らにも確信を与え、社会の雰囲気

を変え、正論が正論として受け入れられ、理解が広がっていつているように感じる。本判決は、そ

ういった今後の大きな第一歩であると位置づけた上で、我々は、全国の仲間とともに、今後も控訴

審以降の闘いに臨む次第である。ぜひ、皆さんにも裁判にご支援いただきたい。

## 「同性婚を認めないことは違憲」札幌地裁が画期的判決！

北海道 加藤 文晴

### 一 はじめに

二〇二二年三月一七日、札幌地方裁判所は、「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟の判決において、主文で原告らの損害賠償請求を棄却したものの、判決理由中において、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果を受容することを認めない民法及び戸籍法の規定は、憲法二四条一項に違反するとの画期的な判断を行った。

この判決は、全国五地裁で争われている「結婚の自由をすべての人に」訴訟における初めての判決であるとともに、同性婚を認めないことの違憲性に関する日本で初めての司法判断でもある。

### 二 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

二〇一九年二月一四日、全国で二三組の同性カップルが、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定は違憲であり、それにもかかわらず、国が必要な立法措置を講じていないことが、国家賠償法上違法であるとして、国に慰謝料を請求する訴訟を全国四地裁（東京、大阪、名古屋、札幌）に提起した。そして同年九月には、九州の同性カップル一組が、同様の訴訟を福岡地裁に提起した。これが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟である。

北海道訴訟では、札幌市内在住の女性カップル及び男性カップル、帯広市に住む男性カップルの三組六名が原告となっている。いずれも長年同居して、自宅を購入したり、ハワイで挙式をあげたり、双方の両親を含めて家族ぐるみの付き合いをするなど、異性婚の夫婦とまったく異ならない生活実態を持つカップルである。

この訴訟における争点は、①同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法は、憲法二四条に反するかどうか、②婚姻について、同性愛者と異性愛者と異なる取扱いをする民法及び戸籍法は、憲法二四条一項に反するかどうか、③民法及び戸籍法が違憲であるとした場合、国会がこれらを改廃しな



いことが国家賠償法一条一項の適用上違法であるかどうか、の三点であった。

### 三 札幌地裁判決の内容

札幌地裁判決は、前記争点①について、憲法制定当時は、同性愛を精神疾患とし、同性婚は当然に許されないものと理解されていたこと、憲法二四条が「両性」「夫婦」という男女を想起させる文言を用いていることから、同条は、異性婚について定めたものであり、同性婚について定めるもの

ではないとして、民法及び戸籍法が同性婚を認めていないことが、憲法二四条に違反すると解することはできないとした。さらに判決は、憲法二三条にも言及し、同条を根拠として、同性婚を含む特定の制度を求める権利が保障されていると解釈するのも困難であるとして、憲法一三条に違反するとも認められなかった。

一方、争点②については、性的指向は、自らの意思で選択・変更できない個人の性質であるといえ、性別、人種などと同様のものであり、そのような事柄に基づく区別取扱いが合理的根拠を有するか否かは「真にやむを得ない区別取扱いであるか否か」という観点から慎重にされなければならないとした。その上で、同性愛が精神疾患であることを前提として同性婚を否定した科学的、医学的根拠は失われていること、婚姻に関する民法の規定は、子の有無、子をつくる意思・能力の有無にかかわらず、夫婦の共同生活自体の保護も重要な目的としており、同性愛者であっても、婚姻している異性同士と同様、婚姻の本質を伴った共同生活を営むことができること、同性婚に対する否定的意見や価値観を有する国民が少なからずいるものの、圧倒的多数派である異性愛者の理解又は許容がなければ、同性愛者のカップルは、婚姻によって生じる法的効果を受けないとするのは、同性愛者の保護にあまりにも欠けることなどから

すれば、民法及び戸籍法が、異性愛者に対しては婚姻制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、その法的効果の一部ですらもこれを受けないとしていることは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たり、憲法一四条一項に違反すると結論づけた。

もつとも、争点③については、国民意識の多数が同性カップルに対する法的保護に肯定的になったのは、比較的近時のことであること、同性カップルに、婚姻によって生じる法的効果を付与する法的手段は多種多様であり、国会の立法裁量に委ねられるところ、国会において議論されるようになったのは平成二七年(二〇一五年)に至ってからであること、昭和二年(一九四七年)から現在に至るまで、同性婚に関する制度がないことの合憲性についての司法判断が示されたことがなかったことなどから、民法及び戸籍法が憲法一四条一項に反する状態に至っていたことについて、国会において直ちに認識することは容易ではなかったとして、国家賠償法上の違法性は否定した。

### 四 札幌地裁判決に対する評価と今後について

札幌地裁判決が、同性カップルの法的権利の保護がまったくなされていない現状について、憲法一四条一項に違反すると判断したことは画期的で



あり、この判決が、同性婚の法制化への大きな原動力となることは間違いない。しかし、政府与党は、同性婚の法制化に消極的であり、札幌地裁判決直後の記者会見においても、加藤勝信官房長官は、「婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものとは考えていない」と述べるなど、同性婚の法制化への道のりは決して平坦ではない。

原告らは、この札幌地裁判決に対して、控訴をしている。これは、前記のような政府の同性婚に

対する消極的な態度に鑑みれば、この違憲判決を確定させることによって、直ちに同性婚の法制化につながるわけではなく、政府・国会の後押しをするためには、高裁、さらには最高裁レベルでのより踏み込んだ判決が必要になるとの思いからである。

折しも札幌地裁判決と同日付で、最高裁は、同性カップルについても異性間の事実婚と同様に、不貞行為に基づく損害賠償請求を認めた宇都宮

地裁真岡支部及び東京高裁の判断を支持し、被告側の上告を棄却する決定を行った。社会において同性カップルの法的保護の要請は日々高まっており、そのことは司法判断にも確実に影響を与えるようになってきている。変わらないのは政治だけ、そのような事態にならないように、政府及び国会の真摯かつ早急な対応が望まれる。

## 事実認識の不当な判決 国側の主張をそのまま採用

### ——海上自衛隊大型輸送艦おおすみと釣り船の衝突事故

東京弁護士会 田川 俊一

#### 一 口頭弁論の経過と両船の航行

海上自衛隊の大型輸送艦おおすみと釣り船とびうおが二〇一四年一月一四日宮島(広島県)南方沖合で衝突して七年を、国家賠償請求第一回期日から四年半を経て二〇二二年三月二三日の判決に至

った(広島地裁・裁判長谷村武則)。判決は原告らの請求をいずれも棄却する、というものです。口頭弁論期日は二四回(うち人証期日二回)、原告提出準備書面は第二〇準備書面、被告準備書面は第一〇まで。

人証はおおすみ側、艦長、航海長、船務長、左

見張り員、レーダー員の五人、とびうお側は海上技術者(水先人)一人と原告ら二人の三人です。おおすみは呉基地から玉野市(岡山県)へ向って進路一八〇度、速力一七・四ノット(時速約三三キロ、海上では大型船にとっては高速力)、同艦の左舷側をとびうおが広島港を発し釣り場(甲島・

かぶとじま)へ向って速力約一六ノット、進路約二〇〇度で航行していた(不幸にして船長が死亡したため合理的な推定)。

本件付近は広島港、呉港を発し南下して安芸灘に向かう、あるいは広島港などに向かう貨物船、油槽船、フェリー、漁船など多くの船舶で交通が輻輳しており、衝突の危険の高い海域です。

両船は一四日午前八時〇秒に衝突し、その結果とびうおが転覆して四人が乗船していましたが船長ほか一人が死亡し一人が重傷を負い一人が救助されました。遺族ら四人が約五四〇〇万円の賠償を国に求めて広島地裁に提訴したのが本件です。

## 二 とびうおの右転が衝突の原因 との説は誤り

事件にかかる公の報告書としては、運輸安全委員会作成の船舶事故調査報告書が二〇一五年二月に公表されており、事故の原因は、とびうおが衝突一分ほど前、進路を大幅に右転して右舷側を航行していたとおすみに向って進行したことであると判断しています。おおすみは長さ二七八メートル、基準排水量八九〇〇トンであり、とびうおは長さ七・六メートル、五トン未満の釣り船です。とびうおは約二〇〇度の進路で直進すると釣り場につきます。その途中で自船より二〇倍以上もあり高速で自船の右舷側を進行している自衛艦に向



航行中のおおすみ。海上自衛隊HPより引用

報告書を作成していますが、その内容は運輸安全委員会の報告書の丸写しで、とびうおの右転を衝突の原因としています。

## 三 衝突の原因はおおすみに

第一に、本件衝突事件には追越し船舶の航法(海上衝突予防法二三条)が適用になり、おおすみが追越し船で、とびうおを避航する義務があった。

第二に、追越し船舶の航法が仮に認められない場合には、おおすみが針路二〇九度から一八〇度に変針した(〇七時五七分〇二秒に定針、定速)ことにより、それまで衝突のおそれがなかったところ、新たに衝突の危険のある状況を作り出した

つて転進することとはあり得ません。しかも、おおすみ側の乗組員は誰一人とびうおの右転を見た人がいないのです。結論ありきの報告書です。二〇一六年一月に海上自衛隊が艦船事故調査

報告書を作成していますが、その内容は運輸安全委員会の報告書の丸写しで、とびうおの右転を衝突の原因としています。

しかし本件衝突で最も重要なのは、とびうおの転覆(人身事故の発生)の原因です。おおすみの左舷中央後部「艦尾から前方へ約六七メートルの部位」ととびうおの右舷船側部が最初に衝突したが、これによりとびうおは転覆はしておらず(軽微な擦過傷)、両船は衝突(〇八時〇〇秒)の後に離れた―安全な状況となった。

しかし、艦長が最初の衝突の直前(〇七時五九分四〇秒〜四三秒)に船員の常務(同法三九条)に反して、「面(右)舵一杯」をとり右旋回をしはじめたため、艦尾が左舷方向(とびうお方向)へ偏位するとともにキックしたことにより、第二回目の衝突すなわちとびうおの右舷側におおすみの左舷艦尾が衝突(接触)し、とびうおは左舷方向に押されて、その反力としてとびうおの海面下から

シリーズ

憲法を知るための

12作品

デステイン・ダニエル・クレットン監督

「黒い司法0%からの奇跡」

東京 永井久楽太

受ける右舷方向への流体力が強くなり左舷側に傾斜させる偶力が大きくなり、左舷側に転覆したのです。

艦長が「面舵一杯」をとったことにより左舷側へキックを発生させたことが、とびうお転覆の原因（結果の発生）で、艦長の過失行為となる。

以上から、いずれにしてもおおすみ側に過失があったと言わなければなりません。しかるに判決

は原告の主張をいずれも斥けました。

原告と支援者、弁護団は判決を検討したが、国に付度した内容であり、事実誤認が甚だしいところから、控訴することとしました（四月二五日付控訴）。

#### 四 支援する会の大きな力

この事件を知った多くの市民は平和な海を守る

ため早い時点から行動を起こしました。二〇一四年七月二六日には「自衛艦おおすみ衝突事件の被害者を支援し真相究明を求める会」が百余人の参加を得て発足しました。

支援者の会は、原告・弁護団の活動を支援し続けており、控訴審でも大きな力になります。

（弁護団の構成）団長 田川俊一、主任 池上忍（広島弁護士会会長）ほか六人。

#### 一 はじめに

―なぜこの映画を選んだのか

日本国憲法二四一条一項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と定める。

しかし、一四条が存在するにもかかわらず、在

日外国人に対するヘイトスピーチ、入管施設の問題、ハンセン病問題、ジェンダー問題、（事実上）女性が改姓せざるを得ない婚姻制度など、「法の下の平等」が達成されていない、あるいは不十分という現実がある。そこで、平等について扱う映画を見たいと考えていた中、今回の原稿執筆の依頼が舞い込んだ。また、当事務所（東京南部法律事務所）の大先輩の先生から本作を勧めていただ

いたこともあり、視聴をした。

#### 二 本作のストーリー紹介

まず、本作は事実を基に作成され、登場人物も団体も実在する。主人公は、ハーバード大ロースクール卒業の黒人（アフリカ系アメリカ人）と呼ぶべきではないかという議論があることも承知しているが、ひとまず黒人と呼称する）の弁護



士。自身の祖父が窃盗犯人に殺害されたが、白人社会が全く気にもかけないことに衝撃を受け、死刑囚となることも多かった黒人への司法援助をなるべく弁護士を志す。弁護士資格を取得後の一九八八年に、アメリカ南部のアラバマ州モンロービルにて、「平等な正義イニシアチブ (Equal Justice Initiative)」という支援団体を立ち上げた。

主人公は、その団体の活動として、アラバマ州内の死刑囚への法的支援を開始する。彼は、そこで死刑囚の黒人男性(「ジョニー・D」の愛称で呼ばれる)に出会う。ジョニー・Dの容疑は、一八歳白人女性への殺人行為であった。有罪の決め手は、ある白人男性の「ジョニー・Dが銃を持って、倒れている被害者の横に立っていた」という証言のみであり、そのほか、物的証拠は何一つない事件だった。更に、この白人男性の証言自体も、黒人であるジョニー・Dが犯人でなければならぬと考えた警察側に脅され、無理やり言わされたものだった。主人公は、事件記録を読み込み、冤罪であることを確信する。ジョニー・Dの再審請求を進めるが、地元警察、地元の白人住民から様々な嫌がらせ、妨害を受ける。しかし、妨害に負けず、最後は検察側が冤罪であることを半ば認め、ジョニー・Dの起訴を取り下げ、約六年ぶりに釈放がなされる……という物語である。

### 三 当時のアラバマ州とはどのような土地だったのか

皆さんは、アラバマ州モントゴメリーという町をご存知だろうか。町の名前でピンと来ない方は、マーティン・ルーサー・キング牧師ではどうだろうか。そう、モントゴメリーは、アメリカ公民権運動の大きな原動力となった「バス・ボイコット運動(黒人女性が白人にバスの席を譲らなかつたことにより逮捕された事件を契機に生じた運動)」が起きた土地である。本作の舞台であるアラバマ州モンロービルは、モントゴメリーからわずか一六二km(東京―静岡県焼津間)の距離にあり、公民権運動から二〇余年以上経っても黒人差別が根強く残る地域だった。

なお、アラバマ州憲法には、二〇二〇年まで、①異人種間の婚姻を禁止する規定、②学校での人種隔離を義務化する規定が残されていた。これらの規定は、連邦裁判所により無効との判決がなされ、実質的には骨抜きにはなっていたものの、形式的には規定されていた。この規定の削除が長年検討されたものの、いずれも失敗に終わっていたが、ようやく昨年削除となった。しかし、規定の削除を問う住民投票では、六七%が削除に賛成するのみで、残りの三七%の有権者が賛成以外の票を投じた。異人種間の婚姻禁止という私たちの感覚から

すれば非常に不当と考える規定について、現在においても、一定割合が賛成しないという事実が、映画当時の黒人差別への厳しさを物語っている。

### 四 本作が問いかけるもの

私は、この映画を視聴する前、黒人差別のみがテーマだと考えていたが、それにはとどまらない深いテーマがあった。

#### (1) 黒人差別

言うまでもなく、本作は黒人差別を取り扱っている。特に、ジョニー・D以外にも含めて、黒人がろくな捜査、確実な証拠にもよらずに逮捕され、死刑も含めた刑罰を科せられていた。さらに、一九八八年当時、アラバマ州において死刑囚の再審請求は認められた例がなく、まさしく「〇%」であった。作中に登場する黒人のレイさんは、検察から、不確実な証拠のみに基づき起訴(その際、「有罪は、顔で分かる」と検事が発言した)、死刑を求刑され、二〇一五年、連邦最高裁で死刑判決が破棄されるまで、約三〇年間収監されていた。映画の舞台自体は一九八八年〜九三年までだが、現在でも問題は引き続き生じていることを示している。

#### (2) 死刑制度の是非及び冤罪の問題

本作は、黒人差別だけではなく、死刑制度の是非自体も問いかける。アメリカでは、死刑囚二〇人のうち九人が執行されたが、一人が冤罪として

釈放され、驚異的な過誤率と語っている。このように、死刑制度は冤罪が生じた際に、取り返しがつかない事態となる。さらに、国家が人の生命を奪うことができるのか、問いかけている。

### (3) 権力者と国民の関係

本作では、権力者が強権をふるえば、どのような人権侵害が行われるのか、まざまざと見せつけ

る。そして、権力行使の如何によつては生活、人生、ひいては生命をもはく奪するものと伝える。

## 五 終わりに

本作は、直接にはアメリカの黒人差別問題、死刑制度、法と国民の関係を問う。しかし、これは、アメリカだけの問題ではない。日本において

も、はじめに述べたように、様々な人権問題が根強く残っている。今後それらの問題で苦しむ人が出ないよう、そして、映画の主人公が不屈の精神で事件にあたっていたように、我々弁護士も憲法の価値を大事にしながら、それを実質化するため闘っていきたい。本作は、その闘いを励ましてくれる映画である。

## 改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

# 「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」の採決に反対し、改憲手続法抜本改正の慎重審議を求める声明

二〇二一年四月二〇日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 共同代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団 団 長 吉田 健一

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 上野 格

日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会 長 大久保賢一

日本民主法律家協会 理 事 長 新倉 修

はじめに

四月二五日、衆議院憲法審査会において、「日本国憲

法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」

(いわゆる公選法並びの七項目改正案(以下「七項目改

正案」という)の審議が行われた。七項目改正案は、

二〇一六年に累次にわたり改正された公職選挙法(名

簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投

票、洋上投票、繰延投票、投票所への同伴)の七項目

にそろえて改憲手続法を改正するという法案である。

与党議員らは、審議は尽くされたなどとして、速や

かな採決を求めている。これに対し、立憲民主党、共

産党の委員からは、七項目改正案は、期日前投票時間

の短縮や、繰延投票期日の告示期限が五日前から二日

前までに短縮されているなど投票環境を後退させるも

のが含まれていること、憲法改正国民投票は、国民が



国の根本規範を決める憲法制定権力の行使であり、本  
当に公選法並びでいいののかという基本的な問題がある  
こと、七項目改正案は、たとえば、洋上投票、在外投  
票、共通投票所、郵便投票の問題など、国民に投票の  
機会を十分に保障するという点で問題があり、また、  
CM規制、資金の上限規制、最低投票率の問題など、  
憲法改正国民投票の公正を保障する議論がなされてい  
ないのであるから、審議は不十分であり、採決には程  
遠いという意見が相次いだ。

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、以下の理由  
により、七項目改正案の採決には強く反対する。

1 憲法改正国民投票(憲法九六条)は、国民の憲法  
改正権の具体的行使であり、最高法規としての憲法  
の正当性を確保する重要な手段である。参政権(憲  
法一五条一項)の行使である選挙の投票と同列に扱  
えば済む、公選法「並び」でよいとするような乱暴  
な議論は憲法上許されない。

二〇一六年の公職選挙法の改正は、選挙を専門とす  
る委員会が審議され、「憲法改正国民投票の投票環境  
はどうかあるべきか」との観点での議論は全くなされ  
ていない。

そもそも、憲法九六条の憲法改正国民投票は、国  
民の憲法改正権の具体的行使であり、最高法規として  
の憲法の正当性を確保する重要な手段である。狭義の  
参政権である選挙の投票(憲法一五条一項)とすべて同  
列に扱えば足りるとする議論は性質上許されない。こ

とは国の根本規範である憲法改正にかかわる問題であ  
り、「公選法並び」などという本質を見誤った議論で法  
案採決を急ぐことは、国民から付託された憲法審査会  
の任務を懈怠し、その権威を自ら汚すものというべき  
である。

2 七項目改正案は、国民投票環境の後退を招き、  
また、そのままでは国民投票ができない国民が出る  
などの欠陥があること

法案提出者によれば、七項目改正案の目的は、二〇  
一六年の公選法の改正法と並べること、「投票環境向  
上のための法整備」を行うこととされる。しかし、七  
項目改正案の審議は、始まったばかりであり、七項目  
の内容には以下に例をあげるとおり、投票環境の後退  
を招き、あるいは国民投票の機会が保障されない国民  
が出てくるなどの重大な問題がある。

憲法改正国民投票は、上記の性質上、できる限り  
多くの国民に投票の機会が保障されなければならない  
し、投票環境の後退を招くことは許されない。

(1) 法案自体が、投票環境を後退させるもの

繰延投票の告示期日の短縮や、期日前投票の弾力  
的運用は、それ自体、投票環境を後退させるものであ  
る。「投票環境向上のための法整備」という立法目的に  
も明確に違反する。

(2) 投票できない国民が出てくるもの

洋上投票制度や在外投票制度は、並びの改正によ  
って投票機会の一部については向上が図られるものの、

結局、このままでは国民投票ができない国民が出てく  
るため、国民投票は実施できない。一定の国民につい  
て国民投票の機会を保障しないままの法案は、憲法違  
反の疑いすらある。この不備を修正しないまま七項  
目改正案を急ぎ成立させる必要性も合理性もないこと  
は明らかである。

(3) 公選法の改正時には、予期できなかった事情や、  
公選法改選時の附則や附帯決議で必要な措置の検討  
などが課されている事項で投票環境の後退のおそれか  
あるもの

例えば「共通投票所」の設置は、「投票所の集約合理  
化」＝削減をもたらしているという実体がある。「共通  
投票所」を設けたことによって本当に「投票環境が向  
上」したのか、「利便性が向上」したのか、総括が必要  
である。また、在外投票についても、在外投票人名簿  
の登録率は減少している(二〇〇九年は九・五四%に  
対して二〇一九年は七・二四%)ことを踏まえれば、そ  
の原因を解明した上で、その対策を施した改正が必要  
である。

また、二〇一六年改正後、「投票環境研究会」は郵便  
投票の対象者を現行の要介護五から要介護三の者に拡  
大することを提起している。「利便性の向上」というの  
であれば、主権者である国民の意思が広く適切に国民  
投票に反映されることが必要であり、とりわけ新型コ  
ロナの感染が拡大する中「郵便投票制度」の拡充は投  
票機会を保障するうえで喫緊の課題の一つである。

以上の事項については、事情変更により新たな改正

や見直しの検討が必要であり、二〇一六年の公選法改正並びの改正を行うだけでは、「投票環境の向上」にはならないか、むしろ後退させる危険性がある。これらの問題を無視して七項目改正案を成立させることは、国会議員としての怠慢以外の何ものでもない。

### 3 憲法改正国民投票の結果の公正を担保する議論がなされていないこと

日本弁護士連合会は、二〇〇九年二月一八日付け「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」において、①投票方式及び発議方式、②公務員・教育者に対する運動規制、③組織的多数人買収・利害誘導罪の設置、④国民に対する情報提供（広報協議会・公費によるテレビ、ラジオ、新聞の利用・有料意見広告放送のあり方）、⑤発議後国民投票までの期間、⑥最低投票率と「過半数」、⑦国民投票無効訴訟、⑧国会法の改正部分という八項目の見直しを求めている。とりわけ、(一)ラジオ・テレビと並びインターネットの有料広告の問題は、国民投票の公正を担保するうえで議論を避けては通れない本質的な問題である。また、(二)運動の主体についても、企業(外国企業を含む)や外国政府などが、費用の規制もなく完全に自由に国民投票運動ができるとする法制に問題がないか、金で改憲を買う問題がないかについての議論が必須である。

七項目改正案は、以上のような国民投票の公正を担保し、投票結果に正しく国民の意思が反映されるための措置については全く考慮されていない欠陥改正法案

である。結果の公正が保障されない国民投票法のもとで、国民投票は実施できない以上、七項目改正案を急いで成立させる必要性も合理性も全くないことは明らかである。

### 4 憲法審査会における審査の在り方

憲法審査会(前身の調査会も含めて)の審議は、政局を離れ、与野党の立場を越えて合意(コンセンサス)に基づき進めるというのがこれまでの慣例である。憲法審査会では、多数派による強行採決は許されない。また、国民の意思とかけ離れて議論することも、もとより許されないはずである。

二〇一七年五月に、当時の安倍首相が二〇二〇年までに改憲を成し遂げると宣言し、二〇一八年三月に、自民党は四項目の改憲案(素案)を取りまとめ、同年六月には、公選法並びの七項目改正案が提出されている。同法案が、安倍改憲のために急ぎ間に合わせて作られたものであることは、経過から明らかである。七項目改正案を成立させることは、自民党改憲案が憲法審査会に提示される道を開く環境を整えるだけである。

今、国民は憲法改正議論を必要と考えていない。七項目改正案を急ぎ成立させることは、国民の意思ではない。

以上

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

## 人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

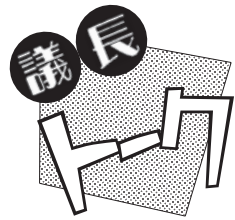
●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)



## 「娘と仲良し」

今回は私の育休の話します。娘が生まれて一か月を経過した二〇〇〇年三月末頃から四月末頃まで、育休を経験しました。ただ、世間一般の育休ではなくて、対外的には仕事を続けている体で、日中は自宅で一人で娘の育児をし、夕方、妻が帰宅したら事務所に出て仕事をしていた、という「なんちゃって育休」でした。妻は当時修習生で、修習期間中、六週間以上休むと修習修了が一年遅くなってしまうため、娘が五月に保育園に入るまで、私が育児を担うことになったわけです。これが一年続くとか、仕事が完全に中断するとか、本当の産休・育休は、あまりに大きな困難だと思います。やはり夫も担うべきです。

乳瓶を外そうとすると泣かれます。やっと満足して寝ているのに、「ゲップさせてね」と厳命されているので、肩にのせてトントンします。ゲップはしますが、起きて泣き出しちゃいます。あわわ。オムツも替えて、もう寝かすしかない。ベッドに置いて泣き続けるだけなので、抱っこしながらゆっくり揺らします。歌なんか歌ってみたりして。二〇分くらい抱っこしていると、ようやくウトウトし始めます。よっしゃ！そーっとベッドに置こうとしますが、最後に頭の後ろから手を抜く時に、トンツとしてしまい、泣き出して元の木阿弥……。もう時計を見てしまいます。まだ一時間も経っていない？ウソ！

……漸く寝かしつけたところで、パソコンに向かおうとすると、五分も持たずにまた泣き声。第二子でしたし、経験がないので、娘が泣いていると申し訳なくなつて、親が責められているようで、いたたまれなくなってしまうのです。どうしても泣き止まない、「何なんだよ！」と怒りだしてみたり。これを一日やっていると、娘をぶん投げたくなるのも数知れず（投げてはいません）。事務所からは依頼者からの電話メモが次々とFAXされてきて、起案は一行も進みません。夕方の妻の帰宅を切望し、予定より遅れようものなら、「何してるんだらうな、全く。こちらの

気も知らないで」などと勝手なことを思いました。

妻が帰宅して、「あらあら」とか言つて乳房を含ませると、アラ不思議。娘はピタリと泣き止み、スヤスヤ寝ております。くそう。おっぱい強いな。不公平だ。明日は見ておれ！と言いながら、事務所に飛んできました。ああ、何という自由！圧倒的な自由！

おそらく、女の子はよく泣くのではないかと、特に娘は泣き虫だったように思います。下の男の子二人は、さほど泣くこともなく、ご機嫌に寝ておりました。親の不安が伝わるのでしょいかね。しかし、私も次第に習熟し、ミルクは適量、適温を素早く作り、オムツ交換は瞬時、娘の気持ちもわかるようになります。抱き方、揺らし方も絶妙となり、必死に眠るまいとする娘を観察する余裕も出てきました。一か月を経る頃には、私の方が万事、妻よりうまい、と確信いたしました。

娘は、思春期にありがちな父親への「汚い」、「触らないで」的なことは一切ありませんでした。一昨年は、二人でドイツ旅行をしました。あの「育休」とその後の家事分担が効いているに違いないと思っております。これは、私にとつて、かなりの幸福をもたらしました。（続く）

（青法協弁学会同部会議長 上野 格）

岡山総会で会いましょう！

□日 時 二〇二二年六月六日(土) 一三時～二七時(日) 一三時  
 □会 場 岡山市内

□特別講演

「私と青法協」 講師：則武 透会員

□若手弁護士向け実務講座

「サクラサイト詐欺事件」 講師：岡山山出会い系等被害対策弁護士

□副議長の最後にどうしても伝えたい話

「これからの時代に我々が身につけるべき哲学とは

—裁判必勝法VOL.5の学びから— 講師：北村 栄会員

□地元企画

「真備豪雨災害事件」 報告：賀川進太郎会員

□オプショナルツアー 一三時半

「国立療養所『長島愛生園』でハンセン病問題を学ぶ」

今後の日程

【第52回定時総会】

6月26日(土)～27日(日) 岡山

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

6月12日(土) 13時～

【広報委員会】

6月22日(火) 18時～

お知らせ

4月21日、当部会も参加する原発と人権ネットワークが主催する、第5回「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま実行委員会が、「原発汚染水の海洋放出決定に強く抗議し、直ちにその撤回を求める声明」を発表しました。詳細は当部会ホームページをご参照ください。



編集後記

▼今年も神奈川特集を準備する季節がやってきた。しかし、去年は新型コロナウイルスによる全国的な自粛もあり、我々も例外ではなかった。▼そんな中、訴訟分野での大きな動きとしては、昨年の神奈川特集でも報告した台風一九号川崎水害事件の提訴があったので、その統報をお送りする。▼また、川崎の若手会員と地域が連携して取り組んでいる労働運動「ワーカーズネットかわさき」についても満を持してお送りする。この運動は、全国各地で参考にしていただけのものであると自負している。▼その他のネタに迷っているさなか、今年九月の常任委員会を鎌倉で開催したいとの声がかかり、鎌倉の紹介をさせていただくことにした。▼そして、六〇期以降の会員で運営されている青法協神奈川において、唯一六〇期以前の会員でありながら(主に酒の席を中心に)フル参加してきた飯田伸一弁護士(二九期)が今年で遂に引退するということで、一本原稿をお願いした。青法協の全国イベントにも積極的に参加をしながらついでに現地で登山と城めぐりをしてきた飯田弁護士(旧東海道も完歩しているらしい)ならではの神奈川紹介をお届けする。▼結果的に観光ガイド色が強くなってしまった点をご容赦を。▼それでは九月の鎌倉をお楽しみに。

(鈴木啓介)